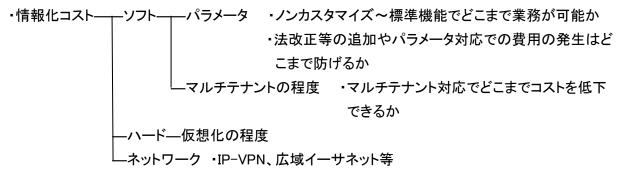
#### クラウドへの移行時における検討事項

- 〇範囲 どの業務にどの規模で導入するか。
- 〇目標

既存システムとの比較

- ・コスト削減—情報化コスト——ソフト —ハード —ネットワーク
- •組織定数•業務改革
- ・住民サービスの向上
- 〇具体的な達成方法



- ・組織定数・業務改革――省力化 ――情報共有効果 ―ノウハウの吸収
- ・住民サービスの向上 ・窓口のワンストップ化、サービススピードの向上等
- ○具体的な導入候補システムの検討
  - •As-Is 分析等

業務及び業務に係る情報システムの現状を整理し、導入を検討しているクラウドサービスとの差異を分析し、導入に要する要員や期間等を推定する。

- 〇推進体制
- 〇移行スケジュール

# クラウド契約上の留意点(『光ブロードバンド活用方策検討チーム』岡村構成員資料より抜粋)

## ≫情報セキュリティ上の留意点

クラウドコンピューティングの構造上、漏えいをはじめ、預けているデータ、サーバのハード・ソフト等の安全性は、主としてサービス提供事業者側のセキュリティレベルに依存せざるを得ない点に特徴。

- ⇒ユーザー側としてはサービス提供事業者の選定と利用範囲の選定が重要。
- ⇒SLA等の関連契約条項で、どのように定められているか、導入決定前に検討が必要。

### ≻コンプライアンス等への適合性

法令でデータの取扱いに関する責任を定めているケース(例:個人情報保護法制)があり、特定のクラウドを利用した場合に、それらの法令に適合しているといえるか、確認が必要。

#### >ポータビリティ等に関する課題

ユーザーが、すでに契約しているサービスから、別の事業者が提供する新サービスへと乗り換えようとする場合、旧サービス提供契約を解約して、データを新サービスに移行する必要。しかし、旧サービスのデータ形式が独自、もしくはデータの書き出しが困難な場合には、事実上、新サービスに移行できない。サービス提供事業者の倒産時にも、同様の問題。

- ⇒データのポータビリティを保つためには、契約締結時に検討しておく必要。
- ⇒漏えい防止のため、提供事業者側に契約終了時のデータ消去義務についてもチェックが必要

### ≫契約違反と救済の問題

- サービス提供事業者側に責任減免条項が定められているケースが多く、現実に障害が発生した場合に、 ユーザー側で原因を特定することが困難となるおそれ。
- ⇒ クラウド側で発生したインシデントは、たとえサードパーティに起因するものであっても、当該サードパーティは提供事業者の履行補助者として、提供事業者の責任となる契約の検討。

契約によるコントロールの限界と法令の適用・執行との関係等から少なくともサーバ等は国内に置くべき。また、契約時のSLAの検討に加え、契約後の監査のあり方についても検討が必要。